

第1回包摂的社會研修（被害者保護）（オンライン実施）
「児童を含む犯罪被害者の権利保護」

1 日程及び参加者

- 令和4年3月2日（水）から同月17日（木）まで
- 海外参加者8か国13名

2 研修の課題及び実施方法

本研修では、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）に刑事司法の観点から貢献することを目標として、児童を含む犯罪被害者の権利保護をテーマとし、これを促進するための効果的な方策について集中的に議論しました。

本研修は、新型コロナウイルスに関する情勢に鑑み、オンライン形式により実施しました。

3 研修の内容

(1) 講義

ア 実施形式

本研修では、アジア、アフリカ及び中南米の国々から研修生がオンライン参加しましたが、各国間の時差が前後15時間にわたったほか、訪日研修時とは異なり、各参加者が自国での業務や家庭生活での役割もこなしながらオンライン研修に参加する必要がありました。そのため、講義視聴時間に柔軟性を持たせるべく、講義を事前録画してオンデマンド配信する形式としました。参加者には、各オンデマンド講義を視聴した後に研修支援システムを用いて質疑やコメントを提出するよう求め、全質問に対して各講師から回答しました。回答に当たっては、時差の関係で質疑応答を事前録画した講師1名を除き、ライブセッションで各講師が追加質問にも対応しました。このような方法により、参加者の便宜と講義の双方向性との両立を図りました。

イ 講師及び講義内容

本研修のテーマを踏まえ、教官による、日本の刑事司法手続における被害者保護制度等に関する講義をオンデマンド配信したほか、次のような海外専門家及び日本の外部講師による講義配信と質疑応答が行われました。

(ア) ジョン・P・J・ドゥーシッチ氏（カリフォルニア州立大学フレズノ校 名誉教授）

「国際被害者学の過去、現在そして未来」

(イ) 仲 眞紀子氏 (立命館大学O I C総合研究機構 教授)

「弱者への面接 ―司法面接の基礎―」

このうち、(イ)については、司法面接の基礎に係る講義内容を踏まえ、実践の機会を設けることで、聴取技法を含めた司法面接への理解を深めるべく、参加者に聴取者や被聴取者等の配役を行い、ロールプレイを取り入れました。具体的には、目撃者役の児童に対する聴取を想定し、被聴取者役の参加者のみが動画を視聴して、動画を視聴していない聴取者役及び補助スタッフ役の参加者が、動画の内容について、講義で触れられた聴取技法に沿った聴取を試み、講師による講評を行いました。

これら講義に加えて、自習用教材として、教官による日本の刑事司法手続全般に関する講義をオンデマンド配信しました。

(2) グループワーク

時差帯等を勘案して、参加者を2つのグループに分け、グループワークセッションを行いました。

ア 個人発表

各グループ内で、参加者による各国の実務や課題に関する個人発表を行いました。異なるグループでの個人発表も視聴できるよう、全ての個人発表動画をオンライン上の研修支援システムにアップロードしました。

イ 討議

上記2のテーマである、児童を含む犯罪被害者の権利保護につき、各グループにおいて、参加者の課題を中心に討議が行われました。参加者から、各国における二次被害防止策や、刑事司法手続において被害者の手続参加を確保する方策等について紹介があり、その有用性や課題について議論されました。

具体的には、多機関連携による司法面接について、児童が犯罪被害を思い起こさせられる機会を減らし、二次被害防止策として有用であり、かつ参加者の国においても導入可能である旨の発言が複数なされたほか、被害者に手続の進捗状況を随時通知する制度等について、被害者の手続への信頼確保及び手続参加に資する旨の発言がなされました。参加者が、これらの制度やその有用性に対して高い関心を有していることがうかがわれました。他方、これら制度の適切な運用を担う人材が確保されていないことも複数の参加者から指摘され、継続的に捜査官及び司法官に対して研修を行うことの重要性も共有されました。

(3) アクションプラン

上記の講義、個人発表及び討議に基づいて、各参加者の自国における課題

への対応策をまとめ、各人が実行すべきアクションプランを最後に発表し、研修の総括としました。

4 参加者からのフィードバック

参加者からは、オンライン研修であっても様々な知識を得ることができ、貴重な学びの機会となったとの感想が多く寄せられました。要望として、関係施設の見学により見聞を深めたかった、参加者の相互交流の時間がもっとほしかったなどといった観点から、来日での研修であればなおよかったとの声が多く聞かれました。

5 担当教官の所感

児童を含む犯罪被害者の権利保護は、国を問わず刑事司法における重要課題の一つであり、個々の事情に即して、よりよい制度及び運用を目指して絶えず見直されていくべきものだと思います。研修担当者としても、日本とは異なる法制度を背景とした各参加者の発表や指摘を通じて、既存の法制度の課題等に気づかされるなど、目が開かれる思いをしました。参加者においても、本研修で得た知見を、各国における被害者権利保護の発展のために活用していただければ、研修担当者として大変喜ばしく思います。